

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月改定後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、2021年7月期の株主総会より議決権プラットフォームを採用しました。現在外国人株主比率が10%未満のため、招集通知の英訳は実施していませんが、今後株主構成の変化に応じて実施を検討してまいります。

【補充原則3 1 3 TCFDに基づく開示等について】

当社は、サステナビリティに関する取り組みを重要な経営課題として考えております。食材を提供している会社として、野菜、畜産物の生育に与える影響を考えると、世界の気候変動は大きな課題として捉えております。

当社としても、優先順位を考えながら、順次出来ることから取り組んでいく考えですが、まずは食材廃棄の問題に正面から取り組むため、毎月の役員会で食材廃棄の比率を定期的に報告し、経営の共通課題として削減に取り組んでまいります。

また、TCFD開示については、2022年内の開示を目指してまいります。

人的資本や知的財産への投資についての考えは、経営で議論し、開示の準備が整い次第開示いたします。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長が比較的若いながら当業界の中で最も経験があり、当面現社長が当社の社長を続けることが当社の価値を最大にすると判断しているため、現時点では後継者問題は喫緊の課題ではありませんが、今後時間をかけて後継者を育成していくにあたり、取締役会が育成方針に関わる等、主体的に関与していく方針であります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は上場前に役職員にストックオプションを付与しておりますが、株式上場後は業績連動型報酬は採用していません。

当社が業績連動型報酬を採用していない理由は、短期的な業績達成にこだわる近視眼的な経営に陥る弊害をなくすためであり、今後は中長期的な経営戦略達成に向けたインセンティブとなるような報酬制度の導入を検討し、固定報酬とのバランスの取れた報酬体系を整備していきます。

【補充原則4 2 2 サステナビリティに関する方針の策定】

当社は現在サステナビリティに関する方針は策定していませんが、今後取締役会の検討課題としてまいります。

サステナビリティや経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行など、中長期的な企業価値向上に繋がる課題と考え、継続的に社外取締役も含めて検討してまいります。

【補充原則4 8 3 支配株主を有する会社としての独立社外取締役比率】

当社は代表取締役社長の清水貴久の資産会社である近江屋及び清水で50%を超える当社株を保有しており、支配的な株主を有しております。現在独立社外取締役は取締役会の3分の1超であります。現在はプライム市場企業に求められる過半数ではありません。今後はガバナンスを高めるため、独立社外取締役の過半数の選任を検討いたします。

【基本原則4 14 取締役・監査役のトレーニング】

新任取締役、監査等委員等については、必要に応じて知識の習得のために外部セミナーに積極的に参加していただいております。また今後、イーラーニングを導入し、各役員が自分の時間に合わせて、役員としての必要知識の習得を行うことができる仕組みを会社として用意いたします。

【補充原則4-14-2 取締役(監査等委員であるものを含む。)に対するトレーニングの方針】

今後イーラーニングで役員トレーニングの導入を行います。役員トレーニングの方針については、随時実施しながら検討し、方針の開示についても積極的に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式を保有していません。また当面保有する考えはありませんが、保有を行う際には、妥当性を十分に検討してまいりま

す。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、現在買収防衛策を導入しておりません。また買収防衛策を導入する予定はありません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、現在関連当事者間の取引はありません。役員や主要株主等の取引を行う場合は、事前に取締役会において決議を得るとともに、事後に当該取引に関する報告を行うこととしております。

【補充原則2 4 1 多様性確保の自主的かつ測定可能な目標】

<多様性の確保についての考え方>

当社は、性別・国籍・中途入社等の属性に関わらず、能力に応じて登用をしていく考えです。

しかしながら、創業からまだ若い会社で、人材の多くを経験者の中途採用で補っている中で、管理職経験者の女性がまだ転職市場で多くないことから、当社の管理職の内訳での女性比率は十分でないと考えております。

現在、新卒で入社した女性社員が経験を積み、管理職として徐々に増えてきております。当社としてはそれらの社員が長く働ける環境を整えることで、女性の管理職比率を高めていく考えです。

なお、当社管理職における中途採用者の比率は67%となっており、中途採用者の活用については進んでおります。

外国人については、現在、外国人従業員はほとんどが特定技能実習生で、有期の社員となります。

今後当社従業員構成の変化により、状況に合わせ、目標等を掲げ、中核人材の多様性確保を努めてまいります。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標、その状況>

女性管理職比率目標 35%以上

2019/7末 8.7%

2020/7末 11.1%

2021/7末 15.4%

2022/7末 26.7%

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

・採用時における取り組み

採用時における当社女性社員の活躍状況に関する積極的な PR 活動の実施

新規採用時や正社員登用時における性別を問わない選考基準の徹底

・女性が長く働ける環境の整備

育児休暇期間の拡大

リモートワークの併用等も活用しながら、臨機応変な働き方の提案

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を導入していないことから積立金の運用は行っておらず、財政状況への影響はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念

当社は「我々シルバーライフは、食の観点から誰もが安心して歳を重ねていける社会を作ります」を経営理念として掲げております。

経営戦略については、当社ホームページ

中期経営計画 https://www.silver-life.co.jp/ir/management/mid_term/index に記載しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針は、上記「 1 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬の決定に関する方針については、本報告書の「 1 [取締役報酬関係]」をご参照ください。

(4)経営幹部の選解任と取締役等の指名を行うに当たっての方針と手続きは、経営幹部については、性別・年齢の区別なく、会社として必要と考える知識・経験・専門性を有するものを候補として取締役会で推挙し、指名・報酬委員会が候補者との面談を行うことにより、取締役としての企業倫理を有する人物かの見極めを行った上で、選任しております。

また、社外取締役の選任については、専門性のバランスや多様性も考慮しながら、豊富な経験に基づき、高い見識、高度な専門性を有し、客観的な立場から経営の監督及び助言等が期待できる方を選任する考えです。

(5)取締役、監査等委員候補者の指名理由については、当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に、指名を行う際の個々の選任理由を記載しております。

【補充原則4 1 1] 取締役会の経営陣に対する委任の範囲、その概要

取締役会は、法令及び定款に定められた事項の他、重要な業務に関する事項として取締役会規程及び職務権限規程の取締役会決議事項として明確化しております。

【原則4 9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の独立社外取締役の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準としており、取締役会で当社の経営課題に対し積極的に提言・提案し、社外取締役としての経営の監督機能の強化と、会社の持続的成長と企業価値の向上に貢献していただける方を独立社外取締役候補として選定しております。

【原則4 10-1] 指名・報酬委員会の構成の独立性に関する考え方

当社は、監査等委員会設置会社ですが、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。しかしながら、当社は任意の指名・報酬委員会を設立し、委員会の構成員は、独立社外取締役が過半数を占め、会社の重要事項である、取締役の指名・報酬に関し、決定プロセスの透明性、独立性を確保するよう努めております。

【補充原則4 11 1] 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、取締役(監査等委員を除く。)4名、監査等委員である取締役4名で構成されております。そのうち3名は独立社外取締役であり、法律と会計に関する高い専門性を持つ取締役も含め、知識、経験、能力のバランスは取れていると考えております。取締役の選任に関する方

針・手続きについては、原則3 1 (4)に記載しております。また各取締役の専門性(スキルマトリックス)については、招集通知に記載し、開示しております。

【補充原則4 11 2】取締役、監査等委員の兼任状況

取締役、監査等委員の兼任の状況については、招集通知に記載し、開示しております。

【補充原則4 11 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価とその概要の開示

当社は、2019年7月期より、取締役会の実効性評価についてのアンケートを各取締役に個別に実施しており、2022年7月期のアンケート結果よりその内容について当社ホームページ「コーポレートガバナンス」のページで開示をいたします。

【補充原則4 14 2】取締役、監査等委員に対するトレーニングの方針

当社は役員トレーニングに対し、明文化した方針を策定しておりませんが、今後方針を策定していく考えです。

現在は取締役、監査等委員に対し、取締役、監査等委員が求められる役割と責務を話すことができるよう、外部セミナーの参加、社内研修の機会を設け、それらの費用は全額会社が負担することを各役員に周知しております。

【原則5 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆様との建設的な対話が重要であると考えており、そうした対話を継続することで長期的な信頼関係を築くため、積極的な対話を継続していく考えです。

(1)株主との建設的な対話は、管理部経営企画課が担当として、機関投資家・個人投資家と直接的に対話をしております。また、決算発表後には代表取締役社長も機関投資家とのワンオンワンミーティングに参加し、直接対話の機会を設けております。

(2)機関投資家向け説明会を年2回開催しており、説明会資料や説明会のスクリプトを当社IRサイトに掲載することで、誰でも内容を閲覧できるようにしております。

(3)個人投資家向け説明会やウェブ説明会も積極的に参加し、動画配信があるものについては基本的に当社ホームページからも閲覧できるようにしております。

(4)対話を通じていただいた投資家のご意見等は、必要に応じ取締役や事業部責任者へ共有を行い、今後の経営に活かすように努めております。

(5)インサイダー情報の管理については、社内規程の周知と毎年インサイダー研修を実施することで、社内の情報統制の徹底を行っています。また四半期ごとの決算日の翌日から決算発表日までの間は、投資家との面談を行わない沈黙期間として設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社近江屋	4,000,000	37.06
清水 貴久	2,074,400	19.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,029,600	9.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	656,900	6.08
第一生命保険株式会社	246,400	2.28
GOVERNMENT OF NORWAY	153,098	1.41
野村信託銀行株式会社(投信口)	69,500	0.64
モルガン・スタンレー-MUFG証券株式会社	48,262	0.44
株式会社SBI証券	37,425	0.34
井上 智文	37,000	0.34

支配株主(親会社を除く)の有無

清水 貴久

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社の代表取締役である清水貴久は、同氏が実質的に支配する資産管理会社である株式会社近江屋の保有する当社株式数を合わせると、当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

【大株主の状況】の欄は、2022年7月31日時点で表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 プライム

決算期	7月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は現状では、支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。しかし、将来においてやむを得ず取引を開始する際には、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)につき慎重に判断するとともに、取締役会の決議を受けたくえこれを行うことで、取引の適正性を確保し、少数株主の権利を保護するように努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深町 周輔	弁護士											
橋元 秀行	公認会計士											
長谷川 直哉	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深町 周輔				長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただくことを期待して選任しております。当社と一切取引関係が無く、公正で適切な監査、監督を行って頂けること、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。
橋元 秀行				公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査、監督に反映していただくことを期待したためであります。当社と一切取引関係が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。
長谷川 直哉				サステナビリティ、コーポレートガバナンスの専門家として研究されている上で、機関投資家として従事していたことから、企業での経験と学術としての高い見識・専門性を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査・監督に反映していただくことを期待したためであります。当社と一切取引関係が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社では、監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、指定する期間中、使用人を置くこととし、監査等委員会は当該使用人に対する指揮権を保有することとしております。なお、当社では、監査等委員を補助すべき取締役は選定いたしません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤監査等委員1名(社内取締役)と独立社外取締役である監査等委員3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に日常的活動を含む取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行の監査を行っております。

また、内部監査体制として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しており、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。

会計監査人からは、監査計画の説明並びに会計監査の状況報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査の立会いを実施しております。監査等委員会監査、内部監査、会計監査人監査のそれぞれの実効性を高め、監査全般の質的向上と有機的な連携、相互補完を図るため、監査の協力、適宜情報提供・共有及び定期的な三様監査会議を行い、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2022年7月より、任意の指名・報酬委員会を設置。

委員は過半数の独立社外取締役と、代表取締役社長、管理部管掌取締役で構成し、議長は独立社外取締役が務める。

2022年7月の諮問事項は以下のとおり

1. 当社取締役の最適な構成についての考え方
2. 取締役の選解任の方針及び基準、役員の選任及び解任に関する内規の検討
3. 取締役の選任及び解任に関する事項
4. 役員報酬に関する内規の検討
5. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の個別報酬額の原案、決定
6. 株主総会付議議案(選解任議案、報酬議案)
7. 前各号に定める事項に関連する開示内容の検討(スキルマトリックス等)
8. 取締役会の実効性評価に関する事項

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の基準に則り、社外取締役の独立性判断基準を定めており、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上へのモチベーションを高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績の向上へのモチベーションを高めるとともに、当社の企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプション制度を導入し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

2022年7月期において当社取締役に支払った報酬額は次のとおりであります。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。):55,760千円(人員5名)

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。):8,187千円(人員1名)

社外役員:14,400千円(人員4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役報酬の基本方針並びに構成割合

当社の取締役報酬は、経営目標を達成し持続的な成長を支える経営者としての原動力となるものであり、かつ報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであることを基本方針とする。原則として取締役報酬は確定額報酬のみで構成し(100%)、業績連動報酬及び非金銭報酬を採用する場合は、法令による定め、別途定める「役員規程」、その他関連規程に基づき決定する。

ロ. 取締役報酬の算定方法

2018年10月29日開催の第11回株主総会において決議された上限額以内で、取締役の個別の業務執行状況と前期の会社目標達成状況、将来期待される役割等を勘案して業務執行部門により原案が策定される。取締役の個別の報酬の詳細な算定方法は、別途定める取締役評価基準、その他関連規程に基づき算定される。

ハ. 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

最終的に決定された取締役報酬が確定額報酬のみである場合、当該報酬額を12分割したものを、毎月所定日に支給する。その他支給に関する条件については、就任時に締結する委任契約及び当社の「役員規程」その他関連規程に定める通りとする。

ニ. 報酬等の決定に係る委任に関する事項

ア. 委任を受ける者

指名・報酬委員会

イ. 委任する権限の内容

独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で業務執行取締役の報酬の原案を作成・検討し、決定を行う。
c. 権限の適切な行使のための措置
特になし。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、管理部総務人事課及び内部監査室で行っております。取締役会の開催に際し、管理部総務人事課は事前に資料を配布し、必要に応じて補足説明などを行っております。
また、内部監査責任者及び常勤監査等委員は、社外取締役並びに会計監査人と密に連携し適宜情報提供・共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名、監査等委員は4名で構成され、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。また、取締役会の議決権を有する監査等委員が取締役会での審議に加わることで経営に対する牽制機能を発揮しております。

(2) 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤監査等委員1名(社内取締役)と社外取締役である監査等委員3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に、日常的活動を含む取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行の監査を行っております。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

なお、本報告書 1.「会社との関係(2)」の「選任の理由」に記載のとおり、各監査等委員は、経営、財務・会計、法務・コンプライアンスの各分野において適切な経験・能力を有しております。

(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長と各部門管掌取締役等の責任者及び担当で構成され、構成員から所轄業務の執行状況の報告を直接経営陣に報告することにより、迅速な経営判断を行うことを目的としております。

(4) 内部監査

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として設置しており、内部監査担当者(1名)が、「内部監査規程」及び内部監査計画書等に基づき、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。業務遂行上特に必要があるときは、代表取締役社長の命により別に指名された外部の者を加えて監査を行うことができ、当社の業務全般の監査を行っております。

(5) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。2022年7月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員齋藤哲及び指定有限責任社員・業務執行社員内野福道の2氏であります。継続監査年数は8年です。また、監査業務に係る補助者については、公認会計士3名、会計士試験合格者等10名、その他5名であります。

(6) 責任限定契約

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく責任限定が認められるのは、当該監査等委員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(7) 取締役の選解任プロセス

取締役(監査等委員であるものを含む)の選解任プロセスについては、役員規程及び内規で明記し、それらに基づいて選解任を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その実現のために、当社は監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会(4名中3名が社外取締役)を設置し、監査等委員に対し取締役会における議決権を付与すること等により、経営監督機能を強化しております。現体制にて十分な取締役会の監督機能が発揮されており、経営の健全性の確保が図れていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年7月期に対する株主総会の招集通知につきましては、早期発送となる10月7日に発送しております。また、当社ウェブサイトにおいては10月6日に掲載を行っております。

集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算のため、比較的集中日を避ける日程の設定が可能と認識しております。なお、実際の開催日につきましては、他社の株主総会の集中日を避けるよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家の議決権行使の利便性を高めるため、2021年10月の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	利便性向上を目的として、2021年10月の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、その利用を可能としております。
その他	株主総会の開催場所については、ホテルなど、株主が出席できやすい場所を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、IRポリシーを公表しております。 https://www.silver-life.co.jp/ir/disclaimer/index	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルスの影響により対面での説明会には参加出来ておりませんが、オンラインIRツール等を活用した活動は実施いたしました。今後はオンラインツールの活用に加えて、IR支援会社が開催するIRイベントへの参加を積極的に行ってまいります。 また動画配信があるものについては、可能な限り、当社ホームページから閲覧できるようにしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに、社長を説明者とする機関投資家向け決算説明会を行っており、スモールミーティング、ワンオンワンミーティングは4半期ごとに開催しております。決算説明会の内容、質疑応答は当社ホームページにて、スクリプトを掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家比率等を勘案のうえ、検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	会招集通知に加えて、決算説明会資料、中期経営計画(https://www.silver-life.co.jp/ir/management/mid_term/index)、株主通信等を掲載しております。 また、一部ページについては海外投資家に向け、英文でも作成しており、和英同時に発信しております。新工場の稼働に伴い、2021年10月には自社工場に関するプロモーション動画を公開しました。(https://www.youtube.com/watch?v=4sutd0CGnaw&t=16s) その他、お問い合わせフォームに入力頂き、投資家からメールにてIR担当部署へお問い合わせ頂くシステムをホームページに設定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者としてIR担当役員に選任し、管理部経営企画課を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念に基づき「行動憲章」を定めており、お客様、パートナー、従業員、地域社会、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーから信頼される企業を目指します。その実現のために「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」及び「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」等を定めるとともに、全社員に周知徹底に努めております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>2021年3月に稼働した新工場では調理方法の変更により、フードロスは大幅に減少しております。 加えて調理過程で生じる余剰製造分は、冷凍商材として活用しております。 また自社工場に太陽光発電を取り入れ、クリーンエネルギーの活用に取り組んでおります。 フードロスの活用：https://ssl4.eir-parts.net/doc/9262/tdnet/1945503/00.pdf</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。 当社は、適時開示体制を整備するとともに、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づいた情報をTDnet及び当社ホームページ内のIRサイトにて開示してまいります。 また「有価証券上場規程」に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
 - (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 - (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
 - (6) 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
 - (2) 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
 - (4) 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務執行機能を分離する。
 - (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (2) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - (2) 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の使用人と合わせて監査職務補助者という。)
 - (3) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
 - (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいは常勤監査等委員に相談することを要する。
 - (5) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委

員あるいは監査等委員会から指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- 経営会議で報告された重要な事項
- 業務報告会等で報告された重要な事項
- 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 内部監査に関する重要な事項
- 重大な法令・定款違反に関する事項
- その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (2) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、上記(1)の、及びに関する重要な事実を発見した場合は、1.(2)のコンプライアンス委員会及び3.(2)のリスク管理委員会への報告、1.(4)の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
- (3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (4) 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、前述の「反社会的勢力排除規程」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

その他

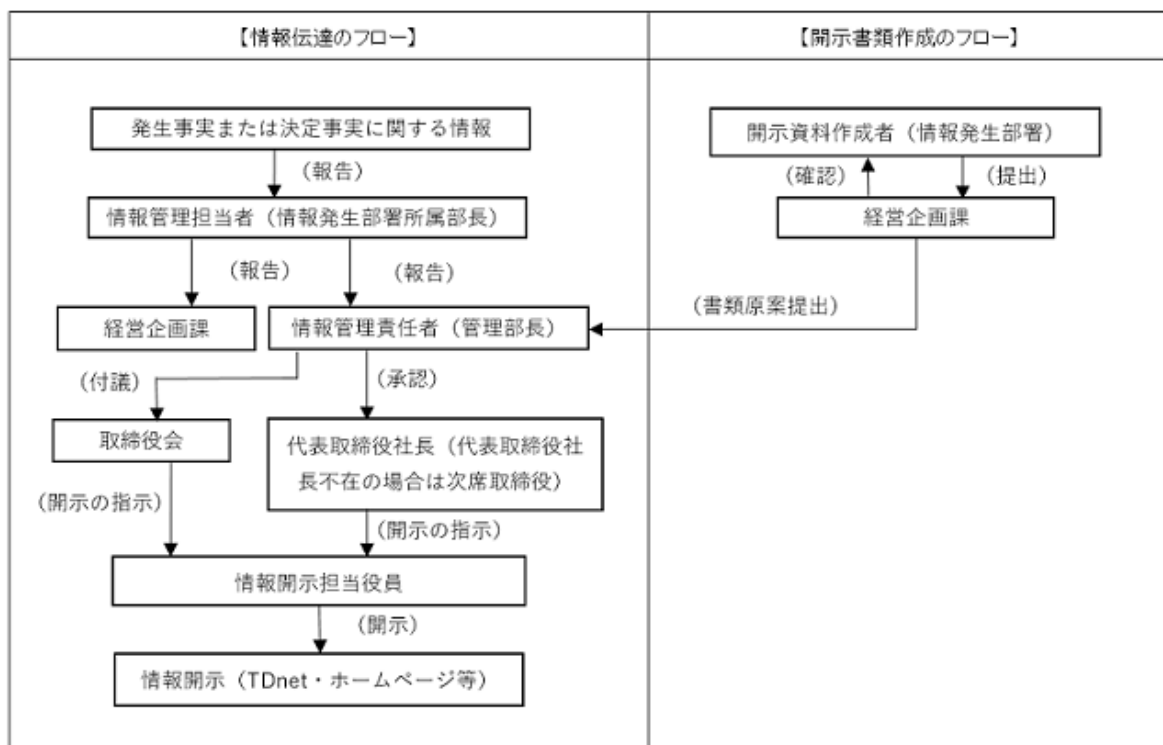
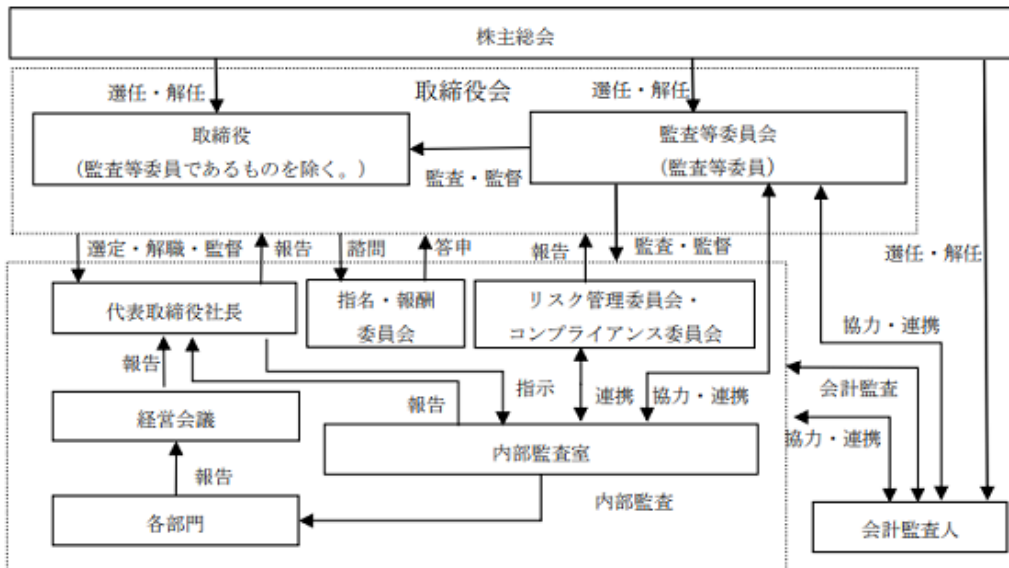
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(注) 緊急性を要する事案については、代表取締役社長の指示により公表の決定を行い、開示後に取締役会に報告を行う。